

Ⅱ 制度の概要

1 名称

群馬県社会福祉協議会民間社会福祉施設等職員共済制度（略称「けんたんきょうさい 県単共済」）

2 実施主体

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会

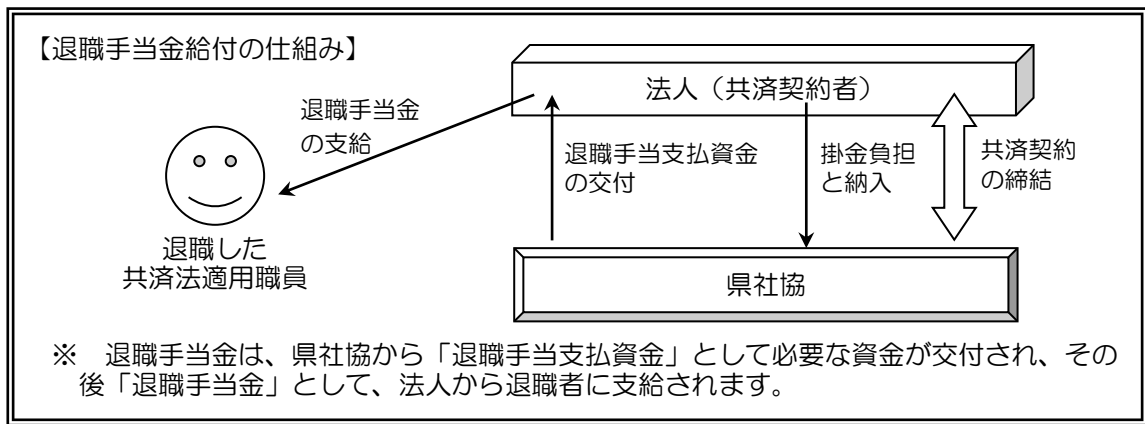
3 実施事業

民間社会福祉施設等職員の福利増進のため、次の事業を行っています。

(1) 退職手当金の給付

国の退職金の計算上切り捨てられる部分に係る退職手当金の給付を行うもの。

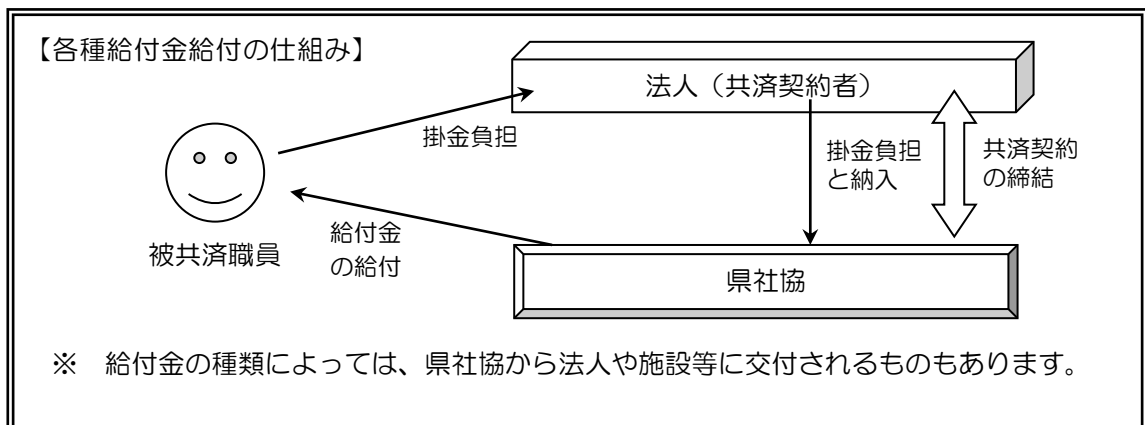
対象者 被共済職員期間が1年以上ある共済法適用職員



(2) 福利厚生給付金の給付

被共済職員又はその遺族等に対して、各種給付金の給付を行うもの。

対象者 被共済職員



(3) 福利厚生資金の貸付

被共済職員に生活上の一時的に必要な資金や住宅購入等の資金の貸付を行うもの。

対象者 被共済職員期間が1年以上ある被共済職員

4 事業の主な仕組み

(1) 制度利用の要件

- ① 県内に所在する社会福祉施設又は社会福祉団体の経営者であること（国及び地方公共団体は除く） ※共済契約は法人単位で、登録は施設ごとに行います。
- ② 共済契約の申込みをし、県社協会長に加入を承諾されること
- ③ 退職手当金給付事業に関しては、機構とも共済契約が結ばれ、経営する施設が登録されていること（国の退職金は、原則として「社会福祉法人」に限られています）

～制度利用方法（国の退職金との関係）～

Q20、21 参照

- ・ 国の退職金のみを利用することは可能です（方法Ⅰ）。
- ・ 国の退職金を利用しない（できない）場合は、県単共済の福利厚生事業（給付・貸付）のみの利用となります（方法Ⅲ）。

利用方法 制度の種類	方法Ⅰ (国のみ)	方法Ⅱ (共済法適用職員)	方法Ⅲ (共済法適用外職員)	掛金について
国の退職金	○	○	○	一定額を 法人が全額負担
県単共済 (退職手当金)	○	○	○	4/1000 を法人が 全額負担
県単共済 (福利厚生)	○	○	○	4/1000 を法人と 職員が折半負担

- (2) 被共済職員の要件 ※国の退職金と同様です。
2 頁「用語の説明」参照。

(3) 共済契約の解除 Q22 参照

次に該当する場合は、共済契約を解除します。

- ① 共済契約者が経営者でなくなったとき
- ② 共済契約者が**納入期限後 6 か月以内に掛金を納入しなかった**とき
- ③ 共済契約者若しくはその代理人等が当事業に関して**故意に不正の行為**を行ったとき
- ④ 機構との共済契約が解除されたとき
- ⑤ 共済契約者が共済契約の解除を申し出たとき（全被共済職員の同意が必要）

※ 共済契約の解除は、将来に向かってのみ有効となりますので、上記①を除き、それまでに発生した**掛金は返金しません**。但し、上記⑤の場合で、法人独自の退職金制度を整備するなどして、他の退職金制度へ移行する場合は、それまでの掛金累計額に相当する契約解除金を交付します。

～経緯～

国の退職金の給付額が、公務員に比べかなり下回っている状況から、昭和 47 年 4 月に群馬県独自の施策として「群馬県民間社会福祉施設等退職手当共済事業」が発足しました。その目的は、民間社会福祉施設等職員の退職手当金制度の充実でしたが、その後国の制度が充実したことに伴い、福利厚生の給付に重点をおき、ほぼ公務員と同程度の制度となりました。

なお、平成 10 年度からは群馬県社会福祉事業団から県社協に事務が移管されています。